



函館税務署からのお知らせ (消費税のインボイス制度)

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

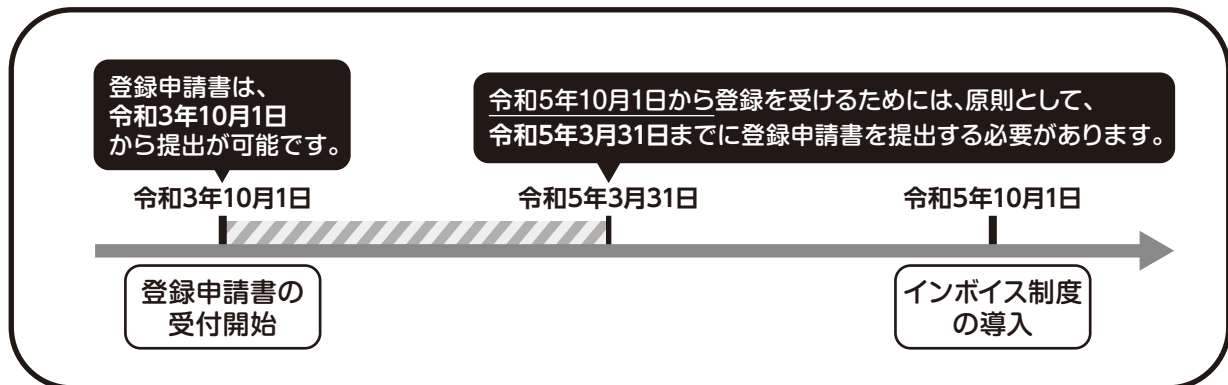
登録事業者になろうとする事業者の方は、「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。

この登録申請書の受付が、令和3年10月1日から開始されます。



登録申請は、e-Taxをご利用いただくと手続きがスムーズです。

制度導入までのスケジュール



登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。

登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。

インボイス制度に関するお問合せ先

【専用ダイヤル】 0120-205-553 (無料)

【受付時間】 9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ

